

入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度に関する要綱

(令和 5 年 1 2 月 2 0 日制定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行規則第 9 0 条（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）の規定により、高等学校の入学を、入学者選抜に基づいて校長が許可することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 入学者選抜における専門家委員への意見聴取制度は、千葉県県立高等学校入学者選抜における志願者数が募集人員に満たない学校等において、校長がより正確かつ適切な合否判定をするために、選抜の資料等について、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、千葉県教育委員会が選定した外部の専門家（以下「専門家委員」という。）から意見聴取できるようにすることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 志願者数が募集人員に満たない学校等

入学者選抜において、志願者数が募集人員に満たない学校及び入学許可候補者数が募集人員に満たない可能性のある学校をいう。

(2) 合否判定

学校教育法施行規則第 9 0 条の規定により、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が入学を許可すること又は不許可とすることをいう。

(3) 意見聴取制度（以下「本制度」という。）

入学者選抜の合否の判定過程において、調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果の選抜の資料等について、専門家委員の意見を聴取する機会を設けることができることをいう。

(4) 専門家委員

別に定めた者の中から、千葉県教育委員会が選定した者をいう。

(対 象)

第 3 条 本制度の対象となる高等学校の校長が必要であると判断した受検者又は千葉県教育委員会が必要であると判断した受検者とする。ただし、本制度の実施対象となることについて同意しない者を除く。

別紙 1

(時 期)

第4条 本制度により意見聴取を実施する時期は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 当該選抜の検査実施後から判定会議前日まで
- (2) 当該選抜の入学許可候補者の発表から1週間

(聴取した意見の取扱い)

第5条 専門家委員から意見聴取した校長は、意見を参考とし、改めて判定に必要な資料の内容を検討することとする。

(公 開)

第6条 本制度を実施した学校名、対象者氏名、専門家委員の氏名、学校から専門家委員に提示した資料、専門家委員から聴取した意見については、全て非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 この要綱の実施に関する事務に従事する職員又はその職にあった者は、本制度に関して職務上知ることのできた秘密を漏らしてならない。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本制度について必要な事項は、教育振興部学習指導課長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。